

## 審査基準表

| 禁止場所の区分            |         |   |
|--------------------|---------|---|
| 車両の停車場、船舶の発着場      |         |   |
| 指定場所               | 禁止行為の種類 | 解除の基準   |
| 旅客の乗降又は待合の用に供する建築物 | 危険物品持込み | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2 消火器具を設けること。</li> <li>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物<br/>指定数量の20分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類<br/>条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）<br/>ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)</li> </ol> </li> </ol> |